別表第五ＶＯＣＡフレックス2の項の次に次のように加える。

クイックトーカー7	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
クイックトーカー１２	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
クイックトーカー２３	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号

別表第六ハートホンＡＷＴ―１００の項からＴＥＬ―ＫＵ３の項までを削り、同表に次のように加える。

シルバーホン・ひびきＳⅢ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
シルバーホン・ひびきＳⅢ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町３番15号
シルバーホン・ふれあいＳⅡ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
シルバーホン・ふれあいＳⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町３番15号

別表第七ブレイルメモＢＭ１６の項の次に次のように加える。

ブレイル　スタディ　ＢＳ１	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004

○厚生労働省告示第二百七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十四項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項中「車いす」を「車椅子」に、「電動車いす」を「電動車椅子」に、「座位保持いす」を「座位保持椅子」に改める。

第四項第七号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第八号中「電動車いす」を「電動車椅子」に改め、「日よけ（雨よけ）部品交換」の下に「、リフレクタ（反射器―夜光反射板）交換」を加え、同項第十号中「固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換」の下に「、固定台（自立スタンド式）交換」を、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」の下に「、空気圧式入力装置（スイッチ）交換」を加える。

別表の１の(3)のエの(エ)のｃの㈡2中「㐂の」の下に「義手用ハーネス及び」を加える。

別表の１の(4)のエの(ウ)の㈡4中「車いす及び電動車いす」を「車椅子及び電動車椅子」に改める。

別表の１の(5)中「車いす」を「車椅子」に、「電動車いす」を「電動車椅子」に、「座位保持いす」を「座位保持椅子」に改め、同(5)の重度障害者用意思伝達装置の項を次のように改める。

重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5
				191,000	
				450,000	
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000	

		簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、１つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は上と同じ。	450,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	上と同じ。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000	生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

別表の２の(4)中の価格の欄中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表の２の(5)の眼鏡の項備考の欄中「枠はセルロイド製を原則とすること。」の下に「矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。」を加え、同(5)の補聴器の項中「15,800」を「15,950」に、「8,900」を「耳かけ型マイクロホン交換」に、「8,920」を「耳かけ型フック交換」に、「400」を「耳かけ型フック交換」に、「410」を「イヤホン交換」に、「3,150」を「イヤホン交換」に、「3,170」を「フットサポート交換」に改め、同(5)の車いすの項中「車いす」を「車椅子」に、「6,530」を「7,460」に、